

懲戒処分書

居 所 神戸市兵庫区本町2丁目1番20号
(登録上の事務所 神戸市兵庫区新開地4丁目3番7-1104号)
司法書士 高田 宏二

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文
業務の禁止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士高田宏二（以下「被処分者」という。）が、〇〇（以下「申出人」という。）から申出人の父〇〇（令和2年2月17日死亡。以下「被相続人」という。）の預貯金解約業務を含む相続財産管理承継業務を受任したところ、被処分者から相続人である申出人に亡〇〇の預貯金解約金が返還されない上、被処分者と連絡が取れないとして、申出人から兵庫県司法書士会（以下「兵庫会」という。）に苦情申出がされ、これに基づき兵庫会が調査をし、司法書士法第60条に基づく報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、兵庫会の調査報告書及び神戸地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成9年11月12日、司法書士となる資格を取得し、平成11年5月26日付け登録番号兵庫第1129号をもって兵庫会に入会し、司法書士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、令和2年11月20日、申出人から、被相続人の預貯金解約業務を含む相続財産管理承継業務を受任した。
- 3 令和2年12月25日、被相続人の相続人である申出人、〇〇（以下「A」という。）及び〇〇（以下「B」という。）の間で被相続人の相続財産に係る遺産分割協議が成立し、同日、遺産分割協議書が作成され、被処分者は、申出人、A及びBから、被相続人の名義の預貯金解約業務を含む相続財産承継業務を依頼された。
- 4 被処分者は、その後、次の金融機関等の被相続人名義の預貯金口座等の解約手続きを行い、被処分者名義の預り金口座へ送金を受けたが、その合計1001万1750円を自己のために費消し、もって業務上自己の占有する他人の物を横領した。
 - (1)〇〇信用金庫〇〇支店 預金等261万7907円（令和3年1月15日受領）
 - (2)〇〇銀行〇〇支店 預金123万2260円（令和3年1月19日受領）
 - (3)〇〇協同組合〇〇支店 貯金379万1147円（令和3年2月17日受領）

(4)〇〇協同組合 共済契約解約返戻金 2 1 6 万 6 8 5 6 円 (令和 3 年 2 月 2 2 日受領)

(5)〇〇銀行〇〇出張所 預金 2 0 万 3 5 8 0 円 (令和 3 年 3 月 2 9 日受領)

第 3 処分の量定

- 1 被処分者の上記第 2 の 4 の行為は、刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号) 第 2 5 3 条 (業務上横領)、司法書士法第 2 条 (職責)、同法第 2 3 条 (会則の遵守)、兵庫会会則第 8 7 条 (品位の保持等) 及び同会則第 1 0 6 条 (会則等の遵守義務) に違反し、司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方 (処分基準) によれば、別表番号 2 の「業務上横領」に該当し、一般的な量定として「2 年以内の業務の停止又は業務の禁止」が相当とされている。
- 2 被処分者が横領した額は 1 0 0 1 万 1 7 5 0 円と多額であり、司法書士制度に対する国民の信頼を毀損する極めて悪質な行為である。また、横領した金員の弁償はされておらず、その見込みもない。したがって、本件は、業務の禁止の懲戒処分をもって臨むべき事案であるといわざるを得ない。
- 3 そして、被処分者には酌量すべき事情はうかがわれないことからすれば、被処分者には司法書士としての業務を遂行させる適格性があるとは認められない。
- 4 よって、司法書士法第 4 7 条第 3 号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

法務大臣 鈴木 馨祐